

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

口 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外未定

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外計七者

ハ 変更年月日

令和元年十月二十五日外

二 届出年月日

令和二年七月二十二日

三 縦覧期間

令和二年九月十一日から令和三年一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月十一日から令和三年一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課